

香取広域市町村圏事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

令和6年3月22日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（令和6年香取広域市町村圏事務組合条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の職務に専念する義務の特例に関しては、香取市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成18年香取市規則第26号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。